

(第25期定時株主総会招集ご通知添付書類)

第 25 期 報 告 書

自 平成22年 6 月 1 日

至 平成23年 5 月31日

事		業		報		告
連	結	貸	借	対	照	表
連	結	損	益	計	算	書
連	結	株	主	資	本	等
連	結	主	資	本	等	変
連	結	資	本	等	変	動
貸	借	注		記		計
損	益	対		照		算
株	主	計		算		書
主	資	本	等	変	動	計
個	別	注		記		算
別						表
連	結	計	算	書	類	に
結	算	書	類	に	係	る
計	算	書	類	に	係	る
会	計	監	査	人	の	監
計	監	査	人	の	監	査
監	査	役	会	の	監	査
査	役	会	の	監	査	報
役	会	の	監	査	報	告
会	の	監	査	報	告	書
の	監	査	報	告	書	謄
監	査	報	告	書	謄	本
査	報	告	書	謄	本	本

株式会社ウェザーニューズ

8. 関連当事者との取引に関する注記

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社ダブリュエックス二十四	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1) (注6)	1,498,397	-	-
子会社	株式会社ウィズ ステーション	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	4,627,650	売掛金	729,400
子会社	WEATHERNEWS AMERICA INC.	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 運営業務の委託 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	143,348	-	-
				運営業務委託(注2)	575,358	買掛金	428,694
				債務保証(注5)	144,395	-	-
子会社	WEATHERNEWS U. K. LTD.	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 運営業務の委託 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	542,330	売掛金	79,048
				運営業務委託(注2)	4,612	-	-
子会社	Weathernews Benelux B.V.	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 運営業務の委託 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	90,614	-	-
				運営業務委託(注2)	193,342	-	-
子会社	WEATHERNEWS ITALIA S.P.A.	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	157,142	売掛金	12,279
子会社	WEATHERNEWS FRANCE SAS	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給	気象コンテンツの委託販売(注1)	-	売掛金	20,445
子会社	WEATHERNEWS AUSTRALIA PTY. LTD.	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	4,322	売掛金	695
子会社	WEATHERNEWS HONG KONG LIMITED	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	61,264	売掛金	5,580
子会社	WEATHERNEWS MALAYSIA SDN. BHD.	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	-	売掛金	38,401
子会社	Weathernews Korea Inc.	直接 97.7%	当社より気象コンテンツの供給 運営業務の委託 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	141,654	売掛金	48,020
				運営業務委託(注2)	17,405	-	-
子会社	Weathernews Shanghai Co, Ltd. 偉哲紐咨信息咨询(上海)有限公司	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給	気象コンテンツの委託販売(注1)	153,071	売掛金	175,096
子会社	WEATHERNEWS TAIWAN LTD. 緯哲氣象股份有限公司	直接 100.0%	当社より気象コンテンツの供給 運営業務の委託 役員の兼任	気象コンテンツの委託販売(注1)	90,652	売掛金	500,126
				運営業務委託(注2)	12,432	-	-
子会社	Weathernews India Pvt.Ltd.	直接 100.0%	販売業務の委託 役員の兼任	販売業務委託(注3)	3,169	-	-

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注1) 気象コンテンツの委託販売は、販売価格を勘案して決定しております。
(注2) 運営業務委託は、総費用を勘案して決定しております。
(注3) 販売業務委託は、販売価格を勘案して決定しております。
(注4) 取引金額には消費税を含めておらず、株式会社ウィズ ステーションの期末残高には消費税を含めております。
(注5) WEATHERNEWS AMERICA INC. に対し債務保証を行っております。内容は、(個別注記表) 4. 貸借対照表に関する注記(3)保証債務に記載しております。
(注6) 株式会社 ダブリュエックス二十四は平成22年12月1日をもって当社に吸収合併されたため、取引金額は当該合併期日の前日までの期間について記載しております。

9. 一株当たり情報に関する注記
- | | |
|------------|---------|
| 一株当たり純資産額 | 537円41銭 |
| 一株当たり当期純利益 | 149円29銭 |
10. 重要な後発事象に関する注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年7月5日

株式会社 ウェザーニューズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 哲 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウェザーニューズ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成23年7月5日

株式会社 ウェザーニューズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 康 晴 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 沢 琢 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 田 哲 也 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ウェザーニューズの平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年6月1日から平成23年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 2) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 3) 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- 4) 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものでないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年7月8日

株式会社ウェザーニューズ 監査役会

常勤監査役 松本良彦 (印)

監査役 大徳宏教 (印)

監査役 立野嘉之 (印)

(注) 監査役大徳宏教及び監査役立野嘉之は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上